

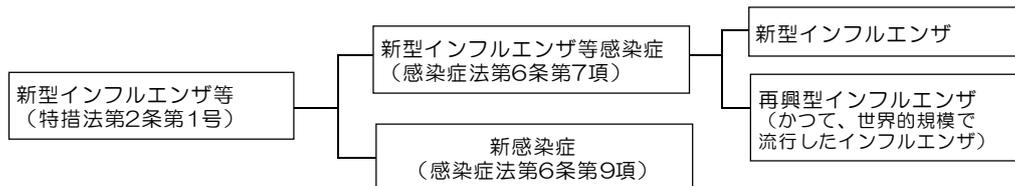
苫小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

平成26年7月

I はじめに

苫小牧市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の施行に伴い政府行動計画や北海道行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新たに「苫小牧市新型インフルエンザ等行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定し、市における対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定め、様々な状況で対応できるよう選択肢を示すものです。

○ 対象とする感染症



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

II 基本的な方針

1 目的及び基本的な戦略

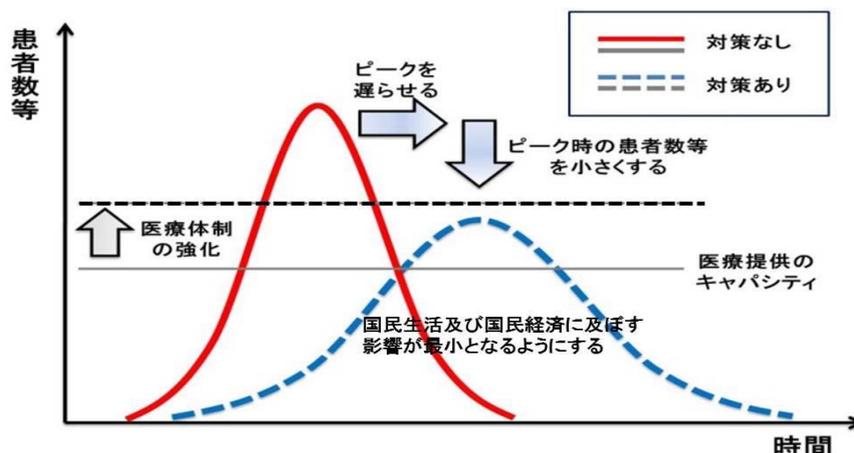
(1) 感染を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ① 地域での感染対策等により、患者や欠勤者の数を減らします。
- ② 業務継続計画を作成・実施し、医療の提供又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

(参考) 対策の効果 概念図 (政府行動計画より)



2 基本的な考え方

- (1) 市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性の低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示します。
- (2) 発生当初など病原性や感染力に関する情報が限られている場合には強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、国、北海道と連携して適切な対策へ切り替えます。

3 留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
特措法は、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるように制度設計されていますが、従来の措置が有効な場合は、緊急措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する必要があります。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存（市対策本部における対策の実施に係る記録）

4 被害想定等

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として想定しており、国と同様の割合による被害が生じるものとして北海道が算出した推計値を利用しております。（平成22年国勢調査人口にて算出）

次の数値は、人口の25%が罹患すると想定した場合の人数で北海道行動計画から本市分を抜粋したものです。

- (1) 医療機関受診者数 約18,000～約34,000人
- (2) 入院患者数 中等度 約720人、重度 約3,000人
- (3) 死亡者数 中等度 約230人、重度 約860人
- (4) 1日あたりの最大入院患者数 中等度 約140人、重度 約540人
- (5) 従業員の欠勤最大 40%程度

5 役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関（国、北海道、市、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、市民）は、それぞれの役割を担います。

6 行動計画の基本項目

- (1) 実施体制
特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市としても速やかに市対策本部を設置し、必要な措置を講じます。
- (2) サーベイランス・情報収集
新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげる
こと、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元します。

※サーベイランス：感染症に対し調査・監視すること

(3) 情報提供・共有

感染予防の啓発とまん延防止策の実施のため、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供します。

(4) 予防・まん延防止

- ① 北海道は、感染症法に基づき、患者に対する入院措置や濃厚接触者に対する感染を防止するための協力要請を行います。
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促します。
- ③ 市は、緊急事態において北海道が必要に応じて不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に適宜協力します。
- ④ 市は、緊急事態において国が必要に応じて行う航空機や船舶の運行自粛等の水際対策に適宜協力します。

(5) 予防接種

- ① 医療関係者、厚生労働大臣の登録を受けた事業者及び対策に携わる公務員へワクチン接種（特定接種）を行います。
- ② 住民接種については、「医学的ハイリスク者」「小児」「成人・若年者」「高齢者」の4つに区分して、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が接種順位を決定します。

(6) 医療

北海道が実施する発生段階に応じた医療提供体制の整備（帰国者・接触者外来の設置、診断・治療情報の的確な伝達、抗インフルエンザウイルス薬の確保など）に適宜協力するとともに、北海道、苫小牧市医師会及びその他関係機関・団体等と調整の上、病診連携を始め医療機関等の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 市民生活及び市民経済への影響を最小限とするため、北海道からの要請に応じて、食料・医薬品等の緊急物資や生活関連物資の流通確保と価格安定、買い占め・売惜しみの防止等に対する呼びかけ等に協力します。
- ② 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援等に配慮します。
- ③ 北海道が行う埋火葬体制の円滑な体制整備に協力します。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類しています。本市においても、別表のとおり、市行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施します。

各段階における対策（その1）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
			【地域未発生期】	【地域未発生期】	
			【地域発生早期】	【地域発生早期】	
				【地域感染期】	
目的	①発生に備えて体制の整備を行う。 ②国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。	①新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ②国内発生に備えて体制の整備を行う。	①国内での感染拡大をできる限り抑える。 ②患者に適切な医療を提供する。 ③感染拡大に備えた体制の整備を行う。	①医療体制を維持する。 ②健康被害を最小限に抑える。 ③国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑える。	道民生活及び道民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●政府行動計画及び道行動計画を踏まえ、市行動計画を作成し、必要に応じて見直す。 ●市対策幹事会の枠組みを通じて市の業務継続計画の策定・見直しを行う。 ●情報交換、連携体制の確認、訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な情報収集に努める。 ●状況によって、市対策幹事会を開催する。 ●政府の基本的対処方針に基づき、道と連携して対策を実施する。 	地域未発生期 <ul style="list-style-type: none"> ●政府が基本的対処方針を変更した場合は対応する。 ●市対策幹事会において情報収集、集約、共有を図り、市民への適切な情報提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●政府の基本的対処方針が変更された場合、速やかにこの方針に沿った対処方針を決定する。 ●各段階の対策に関する評価を行い、市行動計画を見直す。 	
			地域発生早期・地域感染期 <ul style="list-style-type: none"> ●状況によっては、市対策本部（任意）を設置し、国の方針に沿った対処方針を決定・実施する。 ●政府現地対策本部が設置された場合、その情報収集に努め、適宜協力する。 		
			緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●特措法に基づき、速やかに市対策本部を設置し、政府の基本的対処方針に応じた市の対応方針を決定し、道と連携して、緊急事態に係る対策を実施する。 		緊急事態解除宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●道と連携し、対策を見直すなど所要の措置を講じる。（対策の縮小・中止） ●速やかに市対策本部（特措法）を廃止する。
2 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ●国・道が発信する新型インフルエンザ等の情報の入手に努める。 ●国・道の要請に応じて、学校等での欠席状況調査等の取組に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を積極的に入手する。 ●国・道の要請に応じて、学校等での集団発生の調査等の取組に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を積極的に入手する。 ●国・道の要請に応じて、学校等での集団発生の調査等の取組に協力する。（患者が多数となった場合は通常サーベイランスに戻る） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザの発生状況等必要な情報を収集する。 ●再流行を早期に探知するため、学校等での集団発生等の調査等の取組に協力する。 	
3 情報提供・共有 (情報提供)	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生時の対策について、各種媒体を通じ継続的な情報提供を行う。 ●個人レベルの感染対策の普及を図る。 ●市民への情報提供内容や媒体を検討する。 ●庁内での情報の集約・提供や、国・道・関係機関との緊急情報提供の体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での発生状況、国内発生した場合の対策、道が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等について市民周知する。 ●道が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防対策の実施準備の要請に適宜協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、道内外、市内外の発生状況、具体的な対策、公共交通機関の運行状況等について、情報提供する。 ●個人レベルでの感染予防策、感染疑い、患者となった場合の対応について市民周知する。 ●新型インフルエンザ等の発生時、状況によっては、記者発表を行う。 ●国・道・関係機関と双方向の情報共有を強化し、迅速な伝達と状況把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一波の終息と第二波発生の可能性や備えの必要性を市民に情報提供する。 ●寄せられた問い合わせ・情報をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直す。 ●国、北海道、関係機関と双方向の情報共有体制を維持する。 	
(コールセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ●国からの要請に基づき、コールセンター（相談窓口）の設置準備を始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に基づき、コールセンターを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コールセンターの体制の充実・強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に基づき、コールセンターの体制を縮小する。 	

※サーベイランス：感染症に対し調査・監視すること

各段階における対策（その2）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
			【地域未発生期】	【地域未発生期】	
			【地域発生早期】	【地域発生早期】	
				【地域感染期】	
4 予防・まん延防止 (個人の感染対策の普及)	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における基本的な感染対策(咳エチケット・手洗い・うがい等)の普及 ●緊急事態時に道が行う不要不急の外出自粛等に対する理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策普及を継続する。 ●国から感染症危険情報が発出された場合、国・道と連携し、渡航者への情報提供に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内での感染拡大防止のため、個人における基本的な感染対策を勧奨する。 <p>【地域発生早期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染疑いの場合、二次感染防止策、受診方法等を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、個人における基本的な感染対策の実践を勧奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での発生状況等を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起について、必要に応じて国・道に協力する。
(地域・職場対策、水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> ●国・道の要請に応じ、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国・道の要請に応じ、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・保育施設等において学校保健法に基づく臨時休業を適切に行う。事業者等に対し、感染予防対策を強化するよう周知する。 ●国・道の要請に応じ、事業者等への感染対策の勧奨と健康管理・受診勧奨の要請、国が行う渡航者・入国者等に対する情報提供・注意喚起等に適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、学校・保育施設等の臨時休業等を適切に行うとともに、事業者等に対して感染予防対策を周知する。 ●引き続き、国・道の要請に応じ、事業者等への感染対策の強化、国が行う渡航者・入国者等に対する情報提供・注意喚起等に適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国・道の要請に応じ、適宜協力する。
5 予防接種 (特定接種) 対象者 ●医療の提供業務や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務において事前に事業者登録を受け業務に従事する者 ●新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員	<ul style="list-style-type: none"> ●国からの要請に基づき、道と連携し、登録事業者に対する登録作業の周知、国が実施する登録事業者の登録業務等に協力する。 ●所属する市職員の特定接種の実施主体として、対象者を把握し、接種体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国・道におけるワクチン供給量、流通体制等に関する情報収集を行う。 ●特定接種の実施に係る国の決定について情報収集を行う。 ●道と連携し、国が実施する特定接種に協力する。 ●市が実施する市職員の対象者等に対し、特定接種を実施する。 ●道と連携し、国が実施する特定接種のモニタリング等に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道と連携し、引き続き国が実施する特定接種に協力する。 ●特定接種の対象者となる市職員への接種を継続する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●国の方針に従い、適宜協力する。
(住民接種) 接種順位については、「医学的ハイリスク者」「小児」「成人・若年者」「高齢者」の4つの群に分類され、国が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の実施主体として、速やかに接種できる体制の構築を図る。 ●ワクチン需要量を算出する等シミュレーションを行う。 ●医師会・学校等関係者と協力し、具体的な実施方法（医療従事者・接種場所・器具等の確保、周知方法等）について準備を進める。 ●国・道の支援を受け、広域的な接種を可能とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請を受け、速やかに住民接種が実施できるよう集団接種を基本として接種体制の構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道と連携し、国が決定する住民接種の接種順位等の内容について情報収集する。 ●ワクチンが供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国の示す接種順位に従って住民接種（新臨時接種）を開始・実施する。 ●国の求めに応じて住民接種に関する情報提供を行い、二次感染について注意喚起する。 <p>緊急事態宣言の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく住民接種（臨時接種）を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ●流行の第二波に備え、住民接種（新臨時接種）を継続する。 <p>緊急事態宣言の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、国・道と連携し、流行の第二波に備え、特措法に基づく住民接種（臨時接種）を行う。
6 医療	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係者との連携を密にし、道等の要請に応じ、保健所を中心とした二次医療圏単位の医療体制の整備等について、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、道が行う医療対策の情報（帰国者・接触者外来の整備状況、帰国者・接触者相談センターの設置等）を収集し、道等からの要請に応じ、適宜協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う医療対策の情報を積極的に収集する。 ●道が設置する帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターについて周知する。 ●国・道からの要請に応じ、適宜協力する。 	<p>【地域感染期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道とともに、関係機関と調整・連携し、地域医療体制の確保に努める。 ●医師会と連携し、診療体制等について市民周知する。 ●医療機関等からの要請、在宅療養患者への支援（見回り、食事等）等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国・道の取組に適宜協力する。

各段階における対策（その3）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
			【地域未発生期】	【地域未発生期】	
			【地域発生早期】	【地域発生早期】	
				【地域感染期】	
7 市民生活・経済の安定の確保（生活支援）	●新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資・資材の備蓄、施設・設備の整備に努める。		●国・道と連携し、市民に対して食料品、生活関連物資等の適切な購入を呼びかけるとともに、事業者に対して価格高騰、買占め・売惜しみが生じないよう要請する。		
（発生時の要援護者支援）	●地域感染期における要援護者（高齢者・障がい者等）への生活支援、搬送、死亡時の対応等が必要な要援護者を把握する。 ●国の要請に基づき、要援護者支援の内容と具体的手続きを検討する。 ●食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討する。（同左）		<p>地域未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。 ●食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づいた食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。 <p>地域発生早期・地域感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画に基づき、要援護者対策（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を実施する。 ●食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づいた食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。 		●支援が必要な在宅療養患者について、医療機関等の要請があった場合、引き続き国・道と連携し、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送）を行う。
（遺体の火葬・安置）	●火葬又は埋葬体制の円滑な整備のため、道が行う火葬場の火葬能力、一時的遺体安置施設等の把握、検討に協力する。	●道を通した国の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的遺体安置施設等を準備する。	●道が行う火葬又は埋葬の円滑な体制整備に協力する。 ●火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所において適切に遺体の安置を行う。	<p>地域感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> ●万が一、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、臨時遺体安置所を直ちに確保・拡充し、遺体安置に必要な人員等を確保する。 	
	●道等からの要請に応じ、指定地方公共機関における業務計画の策定支援、状況確認に適宜協力する。	●道が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防対策の実施準備の要請に適宜協力する。	●道が事業者に対して行う、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策の開始要請に適宜協力する。 緊急事態宣言の場合 上記に加え、国・道からの要請に応じ、以下の対策を講じる。 ●水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態における水の安定活適切な供給に必要な措置を講じる。 ●国・道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないよう調査・監視し、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口を充実する。 ●国・道と連携し、サービス提供水準状況把握を開始し、まん延時における市民理解を促す。	<p>緊急事態宣言の場合</p> 左記に加え、国・道からの要請に応じ、以下の対策を講じる。 ●国から、要援護者の生活支援（見回り・介護・訪問診療・食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について要請を受け、道の協力を得つつ対応する。 ●国が円滑な火葬又は埋葬が困難かつ緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による火葬又は埋葬の手続きの特例を定めたとき、必要に応じ、特例に基づき対応する。	